



2026 年 8 月 12 日

各 位

会 社 名 サイバーステップホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 湯 浅 慎 司
(コード番号：3810 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員 丸 山 慶 訓
(TEL 0570-032-085)

株式会社 3rd の株式取得に係る株式譲渡契約の合意解約に至った経緯に関するお知らせ

当社は、2026 年 7 月 14 日付「株式会社 3rd の株式取得に係る株式譲渡契約の合意解約及び子会社の異動に関するお知らせ」において、株式会社 3rd（以下「対象会社」といいます。）の株式取得に係る株式譲渡契約を合意解約したこと、及びその経緯等を後日詳細に開示する旨をお知らせいたしました。本日、合意解約に至った経緯の詳細につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件株式取得の目的

当社は、2025 年 10 月 3 日付の基本合意書締結及び同年 10 月 20 日付の株式譲渡契約書締結を経て、2026 年 1 月 14 日付で、株式譲渡の方法によりコンタクトセンター（テレマーケティング）事業等を営む対象会社を完全子会社化（取得価額 1,250 百万円）いたしました（以下「本件株式取得」といいます。）。本件株式取得は、当社の顧客基盤の拡充とマーケティングチャネルの多角化を目的とし、対象会社のテレマーケティング関連ノウハウと、当社がオンラインゲーム開発で培った双方向コミュニケーション設計・データ分析技術を融合させ、次世代型の営業・カスタマーサポートを実現して既存事業とのシナジーを創出することを企図したものであります。

2. 本件株式取得までの経緯

当社は、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区、代表取締役 能勢元）による対象会社の財務デューデリジェンスを実施した上で、2025 年 10 月 3 日、取締役会の承認を経て、五十嵐篤志氏（以下「売主」といいます。）との間で、本件株式取得に係る基本合意書を締結いたしました。また、当社は、2025 年 10 月 20 日、取締役会の承認を経て、売主との間で、本件株式取得に係る株式譲渡契約書（以下「本件株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

当社は、本件株式譲渡契約の締結後、クロージングに向けた準備の過程において、対象会社の月次業績の進捗状況等を検証した結果、当初の事業計画とのマイナス乖離があり、対象会社の事業計画の達成可能性について慎重な検証を要するとの認識に至りました。加えて、当社の監査法人から本件株式譲渡契約の譲渡価額の妥当性について指摘を受けたことも踏まえ、2025 年 12 月 10 日、売主との間で、クロージング後 1 年以内に限り、対象会社の事業計画の達成状況等に応じて譲渡価額を減額できる旨の覚書を締結いたしました。さらに、当社は、譲渡価額の減額が発生する可能性があること等を踏まえ、2026 年 1 月 13 日、売主との間で、クロージング後 1 年以内に限り、売主に対して譲渡価額相当額の保全義務を課す旨の覚書を締結いたしました。なお、上記各覚書については、いずれも当社の稟議規程に従い締結され、当社としては、当該時点において当社の業績に重大な影響を与えるものではないと想定していたことから、適時開示を行う必要があるとは認識しておりませんでした。この点、今般、外部専門家であるみなとみらい総合法律事務所から、上記各覚書の内容

は、既に開示済みの本件株式譲渡契約に関する重要な条件変更等を伴うものであり、投資者の投資判断に重要な影響を与える可能性のある事項として、本来的には上記各覚書を締結した時点において適時開示を行うべきであった旨のご指摘をいただき、実際に当該各時点において適時開示を行うべきであったと考えております。当社としましては、かかるご指摘を真摯に受け止め、今後、改めて適時開示の要否に係る判断プロセスの厳格化を図るなど、ガバナンス体制の改善及び強化に努めてまいります。具体的には、以下のような措置を講じる予定です。

- (1) 既に開示した重要な契約に関する変更契約及び覚書等を締結する場合は、事前に管理部門内で共有し、弁護士に開示要否を確認することを義務付けます。
- (2) 適時開示の要否について、I R・開示担当部門、法務担当部門、経営企画部門及び財務経理担当部門による複数部門での確認を行います。
- (3) 開示要否の判断が明確でない場合は、必ず外部専門家等に事前相談を行います。

当社としては、対象会社の事業計画の達成可能性について慎重な検証を要することを認識しておりましたが、対象会社の営業施策及び事業基盤自体には引き続き価値があり、事業そのものの継続可能性が失われたとの判断には至っていなかったこと、上記各覚書の締結によりクロージング後においても譲渡価額の減額（減額相当額の返還）を求めることが可能となる契約上の手当てを講じていたこと等を踏まえ、この段階で本件株式取得を取りやめるのではなく、本件株式取得を実行することが適切であると判断し、2026年1月14日、本件株式取得を実行いたしました。

3. 合意解約に至った経緯及び理由

当社は、2026年1月14日の本件株式取得の実行時点においては、上記各覚書に基づき、譲渡価額を減額することによる対応を軸として、減額の水準の算定及び売主との協議を進めるとともに、対象会社の月次業績の進捗状況を当社の監査法人にも共有し、その対応について継続的に面談等による協議を実施してまいりました。しかしながら、対象会社の事業計画の達成可能性については引き続き慎重に検討を要する状況であり、当社は、当社の監査法人から指摘を受け、2026年2月～同年3月頃にかけて、当初の評価に関与していない独立した外部専門家であるウエダファイナンシャルアドバイザリー株式会社（東京都渋谷区、代表取締役社長 上田智宏）の知見も活用しながら、対象会社の事業計画の達成可能性について再検証を行いました。

本件株式取得の実行時点の事業計画は、売上成長率の継続、事業拡大に伴う人員の大幅な増加及び原価率の改善等を前提として策定されておりましたが、かかる再検証の過程において、本件株式取得実行後に得られた管理体制等の内部情報及び月次の実績に照らすと、以下の(1)～(3)の各観点から、より保守的かつ実現可能性を重視した計画へ見直す余地があると判断いたしました。また、AI技術及びAIコールセンター関連サービスが急速に普及し、AIの活用が競争上の前提となる段階へと移行したこと等により、人的リソースへの依存度が高い従来型のコールセンター事業の競争環境、並びにAI関連事業との差別化、価格設定及び収益化の前提等について、抜本的な見直しが必要となることが明らかとなりました。

- (1) 売上計画：事業計画上の売上高成長率と重要業績評価指標（KPI）との連動性
- (2) 人材・人件費：人員計画の実現可能性並びに採用環境及び人件費上昇が与える影響
- (3) コスト構造：売上原価率並びに販売費及び一般管理費の水準の妥当性

その後、当社は、2026年5月期の決算短信に向けて、当社の監査法人との協議及び売主との交渉を進めてまいりましたが、AI技術及びAIコールセンター関連サービスが当初の想定を大きく上回る速度で普及し、従来型のコールセンター事業の競争環境が急速に変化したこと等から、AIコールセンターシステムの外販及び新たな運用拠点の整備等を含む、事業モデルそのものの再構築及び再検討が必要と判断するに至りました。このように、対象会社の事業計画及び企業価値の適切な評価を再度確定するためには、時間を要することが見込まれる状況であったため、当社としては、対象会社の事業計画の達成状況等に応じて譲渡価額の減額交渉を

行うよりも、本件株式譲渡契約を合意解約した上で、譲渡価額全額の返還を受けることが、当社の会計処理及び財務リスク回避の観点から適切であると判断いたしました。

かかる判断のもと、当社は、売主に対し、本件株式譲渡契約を合意解約する旨提案し、売主との間で協議を進めてまいりました。その後、売主から当該提案について了解を得られたため、当社は、2026年7月14日、取締役会の承認を経て、売主との間で、本件株式譲渡契約を合意解約し、本件株式譲渡契約に基づく譲渡価額全額の返還を受けること等を内容とする合意書を締結いたしました（以下「本件解約合意」といいます）。なお、本件解約合意については、2026年7月14日付で適時開示を行っております。

4. 合意解約後の経緯等

当社は、本件解約合意の時点では、対象会社の営業施策及び事業基盤を活かした事業計画の再構築及びシナジーの創出の可能性はあると判断しており、いったん譲渡価額全額の返還を受け、対象会社の事業計画を見直した上で、改めて株式取得を検討する方針としておりました。そこで、当社は、引き続き、対象会社のAIを活用した事業モデル、運営体制、収益性、企業価値及び取得条件について継続的に検討してまいりましたが、現時点では対象会社の合理的な事業計画を確定できる段階にはなく、再度の株式取得を実行するのは現実的ではないとの判断に至りました。そのような中、当社の財務リスクを回避する観点から、不確実な対象会社の株式取得の可能性を模索するよりも、本件解約合意に基づく清算を早期に完了させることを優先すべきと判断いたしました。

以上の経緯も踏まえ、当社は、売主との間で協議を行い、本件解約合意に基づき、2026年7月27日までに、売主から既に支払済みの取得価額1,250百万円の全額の返還を受け、同日付けで、当該取得価額全額の返還を受けることと引き換えに、当社が保有する対象会社の株式の全部を売主に返還いたしました。なお、現時点では、対象会社の株式を再取得する予定はございません。

5. 本件に関する会計処理等

当社は、本件解約合意に至るまで、当社の監査法人との間で本件の会計処理等についても継続的に協議を行ってまいりました。具体的には、2026年5月期第3四半期決算時においては、暫定的なのれんの会計処理及び減損の兆候判定に用いる事業計画を論点として協議を行い、2026年5月期本決算時においては、本件解約合意に伴うのれんの会計処理並びに譲渡代金相当額の保全状況の確認及び評価について協議を行いました。その結果、本件解約合意の時点では本件株式取得の譲渡代金の返還時期等が具体的に明らかになっていなかったことに加え、決算短信発表日までの日数が短く、売主との間で譲渡代金の保全状況について十分な確証を得るに至る時間がなかったことから、2026年5月期本決算においては、当初、その全額に相当する1,250百万円を貸倒引当金として計上しておりました。もっとも、当社は、2026年7月27日までに、売主から1,250百万円全額の返還を受け、本件解約合意に基づく清算が完了したことに伴い、2026年7月31日付「（訂正・数値データ訂正）『2026年5月期決算短信〔日本基準〕（連結）』の一部訂正について」においてご報告いたしましたとおり、2026年5月期本決算における貸倒引当金及び貸倒引当金繰入額の訂正等を行っております。

6. 今後について

当社は、本件に関し、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上